平成２２年（フ）第２０７０号
福岡市東区松香台１丁目20番15号
債務者　田中　雅弘
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１０号
福岡市西区今宿青木783番地１
債務者　濱　ひふみ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４６号
福岡市城南区鳥飼６丁目10番10―103号
債務者　袈裟丸　愛
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６６号
福岡市中央区高砂１丁目15番12―402号
債務者　佐々木麻里央
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０５号
福岡市中央区小笹２丁目11番29―301号
債務者　荒木　浩司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１８号
福岡市博多区山王２丁目１番16―306号
債務者　原田　聡美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５９０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原266番地５紅葉苑10号
債務者　浦田　義一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５９９号
福岡市西区大字羽根戸697番地
債務者　柴田　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０２号
福岡市中央区地行４丁目11番18―202号
債務者　神戸　美子（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０３号
福岡県福津市花見の里３丁目13番２号
債務者　矢山　伸二
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４３号
福岡市城南区片江４丁目15番33号
債務者　田中眞之介（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地184メゾンド菜の花201号
債務者　緒方　博幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１３号
福岡市南区老司３丁目16番11―106号
債務者　江頭　杏奈
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４４号
福岡市博多区竹丘町２丁目４番７―603号
債務者　吉村　　博
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４７号
福岡市南区老司４丁目20番28―201号
債務者　東　　浩志
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７５４号
福岡市中央区港２丁目７番４―501号
債務者　渡部　宏明
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７５５号
福岡市中央区港２丁目７番４―501号
債務者　渡部きく子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６６号
福岡市中央区白金１丁目17番１―603号
債務者　山下　真吾
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部